

## 1 目的

前橋市総合福祉会館の電気設備等が常時正常な状態で稼働するように保守を行うもの。

## 2 業務場所

前橋市日吉町二丁目17番地10

前橋市総合福祉会館

## 3 委託内容

点検する装置及び機器の名称は、以下のとおりとする。なお、各装置及び機器の点検項目、点検内容等詳細について、別紙のとおりとする。

### (1) 保守点検設備

非常用自家発電装置

直流電源装置

多目的ホール舞台音響設備

多目的ホール舞台照明設備

照明制御設備

### (2) 保守点検の日程

受託者は、委託者と協議して決定した日に技術者を派遣し、定期保守点検を行う。

### (3) 不調時点検調整

受託者は、定期点検とは別に設備の不調時には委託者の連絡により、その都度技術員を派遣し、点検調整を行う。

## 4 業務報告

(1) 受託者は、保守点検業務を遂行するにあたり、作業工程表を委託者に提出すること。

(2) 受託者は、保守点検実施後、速やかに報告書及び業務完了届を委託者に提出すること。

## 5 その他

(1) 部品の取替え、分解整備等が必要な場合は、あらかじめ委託者の承認を得てから行う。

(2) 業務の実施に際し、必要な工具類、測定器類、消耗品等は、受託者の負担とする。

(3) 設備の修理等に係る費用について疑義が生じた場合は、別途、協議する。ただし、受託者の過失により生じた修繕等については、受託者の負担とする。

(4) 本仕様書に定めのない事項であっても業務に関連するものについては、双方協議の上、履行すること。